

ティップネス会則（現行2024.05.01）	ティップネス会則（改定2025.07.01）改定箇所	ティップネス会則（改定2025.07.01）改定版
<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①本クラブを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連名にて入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p> <p>②～⑤は改定なし</p>	<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①本クラブをの利用を希望される方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。利用を希望される方が未成年者が入会を希望する場合は、未成年者は契約者となれず、本人とその親権者等法定代理人（以下「親権者等」と略す。）が連名にて契約者として入会手続きを行ない、ものとします。親権者等及び会社が承認・次項②の登録がされた未成年者に限り会員となります。この場合、親権者等は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p> <p>②～⑤は改定なし</p>	<p>第5条（入会手続き）</p> <p>①本クラブの利用を希望される方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。利用を希望される方が未成年者の場合、未成年者は契約者とはなれず、親権者等法定代理人（以下「親権者等」と略す。）が契約者として入会手続きを行い、親権者等及び会社が承認・次項②の登録がされた未成年者に限り会員となります。親権者等は、未成年者に本会則を周知・遵守させ、親権者等は本会則に基づく責任を負うものとします。</p> <p>②～⑤は改定なし</p>
<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p>	<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。</p>	<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。</p>
<p>第13条（会員資格喪失）</p> <p>⑤本クラブを廃止したとき。</p> <p>①～④は改定なし</p>	<p>第13条（会員資格喪失）</p> <p>⑤本クラブを廃止したとき。第5条①により会員となった未成年者が成年に達したとき。 ⑥本クラブを廃止したとき。</p> <p>①～④は改定なし</p>	<p>第13条（会員資格喪失）</p> <p>⑤第5条①により会員となった未成年者が成年に達したとき。 ⑥本クラブを廃止したとき。</p> <p>①～④は改定なし</p>
<p>第16条（禁止事項）</p> <p>⑨他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑪他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>①～⑧、⑩、⑫～⑯は改定なし</p>	<p>第16条（禁止事項）</p> <p>⑨他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発たけする、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑪他人や従業員を待ち伏せたけ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>①～⑧、⑩、⑫～⑯は改定なし</p>	<p>第16条（禁止事項）</p> <p>⑨他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。</p> <p>⑪他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。</p> <p>①～⑧、⑩、⑫～⑯は改定なし</p>
<p>第24条（施設の利用制限と休館）</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>①、②、④、⑤は改定なし</p>	<p>第24条（施設の利用制限と休館）</p> <p>③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>①、②、④、⑤は改定なし</p>	<p>第24条（施設の利用制限と休館）</p> <p>③予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。</p> <p>①、②、④、⑤は改定なし</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2024年5月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2024年5月1日2025年7月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2025年7月1日より施行いたします。</p>